

# 上宮寺門徒団史料の基礎的考察——中世末期・近世初期を中心に——

垣内 健克

## はじめに

三河本願寺勢力<sup>①</sup>に関する研究の蓄積は大きい。本願寺研究の一環としてのものだけでなく、大名研究と結びついた形での研究も多く、検討課題の豊富な題目といえよう。

三河本願寺勢力に関する研究で基礎となるのは新行紀一氏の研究である。新行氏は三河本願寺勢力の成立と展開の過程について整理した上で、三河一向一揆の構造と経過を厳密な史料検討に基づいて詳細に論じた<sup>②</sup>。さらに、三河本願寺勢力の復興過程にも目を向け、材木京上一件を取り<sup>③</sup>上げながら、徳川領国における大名権力との関係性について論じている<sup>④</sup>。

これらの新行氏の研究に続いて、青木馨氏は、三河本願寺勢力の復興

過程について、教如の動向に注目した<sup>⑤</sup>。石山合戦終結をめぐる本願寺新門教如の動向について、三河本願寺勢力との関わりに視点を置き、三河本願寺勢力の再興過程の分析を行った。

以上の先行研究をより深める形で、近年またさまざまな視点から三河本願寺勢力研究が行われている。安藤弥氏は天正十一（一五八三）年三河本願寺勢力赦免、十三（一五八五）年三河七か寺赦免、十六（一五八八）年材木京上一件など、家康との政治的関係を中心とする議論に傾いている状況を指摘し、その狭間を含めた三河本願寺勢力の再興過程の詳細検討を課題として提示した。その上で、平地御坊本宗寺を中心とした体制理解で三河本願寺勢力の全体像を再検討し、さらに三河本願寺勢力の自律的動向に注目しながら、その再興過程を検討している<sup>⑥</sup>。三河本願寺勢力研究の課題の提示も積極的に行っており、豊臣政権期の本願寺勢

力史論の本格的検討、三河一向一揆関連史料の再検討の必要性、地方本願寺勢力の動向からの本願寺東西分派論の構築を意識すべきことなどを提示している。<sup>7)</sup>

水野智之氏は材木京上一件に注目し、豊臣政権と大名、天皇、寺院との相互関係を考察した。<sup>8)</sup> 豊臣政権内に包摂されつつも、なおその独自性を誇示する家康と、それを完全に取り込もうとする秀吉の姿をとらえ、同時に宗教勢力を支配下に置こうとする武家勢力の動向を材木京上一件の経過から確認した。秀吉は天皇を頂点とした公家社会の秩序を以て家康を官職・実力の両面から統制していた。しかし、豊臣政権の仲介で一度停止された材木京上人足役の再賦課が行われたことから、家康の独自性を実質的に統御できず、天皇を頂点とする支配秩序を基にする統制路線が軽んじられることとなったとしている。

谷口央氏は三河本願寺勢力の再興過程について、小牧長久手の戦いへとつながる徳川・羽柴両氏の対抗関係を前提として、三河本願寺勢力の解禁が行われたという従来の見解の見直しを行った。<sup>9)</sup> 徳川・羽柴両氏の対立以前から本願寺と徳川氏による本願寺勢力再興への交渉は進められており、禁教期間における有力寺院の不在によって、三河本願寺勢力の有力寺院とその坊主衆の連帯体制は薄れていたことなどから、三河国における本願寺派禁教解除の背景としての徳川・羽柴両氏の対立構造はそれほど強調度の高いものではないとの説を提示した。

村岡幹生氏は三河一向一揆についての再検討を行った。『松平記』等

の史料から反家康勢力の動向を注視する中で、三河本願寺勢力と家康との対抗関係を中心に見過ぎてはならないと指摘しており、その意味で三河一向一揆の表現としては「永祿三河一揆」の方が無難であるとしている。<sup>10)</sup> また、『新編岡崎市史』<sup>11)</sup>、『新編安城市史』<sup>12)</sup>にも、三河本願寺勢力についての詳細な説明がなされている。

このように三河本願寺勢力に関する研究は多く、その歴史の実態の基本的な部分はかなり明らかにされている。しかし、なお検討していくべき点があるのも事実である。三河本願寺勢力に関する研究は三河一向一揆や材木京上などの事件を中心として発展してきたが、三河一向一揆後の再興過程に関連する研究の多くは天正年間頃までにとどまっており、より長い期間を対象にして、近世初期まで見据えて考えていく必要がある。先行研究において、当該期の関係史料をめぐる詳細な検討は提示されておらず、急ぎ行うべき研究課題と考える。

そこで、本稿では、上宮寺文書<sup>13)</sup>、特に上宮寺末寺連判状・末寺帳に注目し、上宮寺門徒団の本末関係を中心とした歴史の実態をめぐる基礎検討を行う。三河本願寺勢力の本末関係について検討した研究としては織田顕信氏<sup>14)</sup>、青木馨氏<sup>15)</sup>の研究が挙げられるが、両氏の研究のように、三河本願寺勢力寺院の本末関係を検討し、その本末関係を基礎とする組織構造や末寺道場の変遷などを明らかにすることで、三河本願寺勢力全体の組織構造や末寺道場の実態の解明につなげていくことができるであろう。以下、順を追って論じていくことにしたい。

## 一 末寺連判状・末寺帳の特徴とその傾向

古くから、三河三か寺と呼ばれ、中心的な存在とされるのが、佐々木上宮寺・針崎勝鬘寺・野寺本證寺である。三河三か寺は多数の末寺を抱えているが、その中で、上宮寺文書には末寺連判状や末寺帳が比較的多く伝わっている。もともと古いもので文明十六（一四八四）年『如光弟子帳』【史料<sup>16</sup>】があり、天正年間～元和年間の頃にも複数の末寺連判状などが出されている。加えて近世にも貞享四（一六八七）年『東本願寺宗上宮寺末寺手形帳』【史料十四<sup>17</sup>】がある。これらを比較検討することで、上宮寺の本末関係や末寺道場の組織について、特徴やその変遷を捉えることができるだろう。上宮寺の末寺連判状・末寺帳に注目して検討していきたい。

検討の前提として、上宮寺の末寺連判状・末寺帳の連続性について確認したい。現存でもっとも古い文明十六年『如光弟子帳』【史料一】は上宮寺如光の弟子帳として伝わっており、三河本願寺勢力の中心となる上宮寺の当該期の状況をうかがい知ることのできる貴重な史料である。ただ、そこでは「末寺」という表現は使われておらず、「弟子帳」という名称が用いられているため、『如光弟子帳』を後の末寺連判状・末寺帳と同列に検討することには問題があるとする考えもあるかもしれない。しかし、『如光弟子帳』に見える地名の大半は、後の末寺連判状・末寺帳にも確認できる上、高取専修坊や坂崎法蔵坊などの一部の道場の

名称も一致しているため、『如光弟子帳』に始まる上宮寺末寺連判状・末寺帳の連続性は存在すると言えよう。

上宮寺の末寺連判状・末寺帳は合計十四ある。それらをまとめたのが【表一】である。年月日が同じ連判状や作成目的が同じ連判状も存在しており、各史料の内容をみると末寺帳は史料一、四、十三、十四の四つ、本願寺住職下向の際の割付関係が史料二、九、十、十一の四つ、その他規定等に関するもの六つというようにおおそ大別できる。

複数存在する連判状・末寺帳を比較検討する上で、末寺道場・坊主衆の変遷、各連判状・末寺帳の性格をより捉えやすくするための作業として【表二】を作成した。これにより理解できた各史料の表記の特徴や、読み取れてくる上宮寺末寺道場の状況を示せば次のとおりである。

まず、各史料には、末寺道場・坊主衆と地名が両方記されているものもあれば、末寺道場・坊主衆の署名のみ記されているものもあることが確認できる。今回の【表二】では、比較検討を行いやすいように、地名のみ記載された末寺連判状であっても、特定できる限り末寺道場・坊主衆の名も記入した。

また、各史料に何度も見られる末寺道場・坊主衆もいれば、一度しか見られないものもある。何度も末寺連判状に署名している末寺道場・坊主衆は上宮寺末寺道場内でも上位に位置する末寺道場・坊主衆である可能性が高いと思われる。また、末寺道場・坊主衆の大半は、署名に付される地名がどの末寺連判状でも同じであるが、一部の坊主衆は途中で別

の地名が変わっているものが見られる。ここからは坊主衆が上宮寺末寺道場内で、別の道場に移動することがあったということが推測できる。地名も同様に、複数の末寺連判状・末寺帳に何度も見られるものもあれば、一度しか見られないものまで存在する。末寺連判状・末寺帳ごとに表記の仕方が異なる地名が多い。漢字が違う読みが同じもの（細川と細河、小峯と小峰、鷹取と高取など）、あるいは読みが近いもの（滝見と鷹見村など）の一部は、末寺道場・坊主衆に注目した時、一致する場合がある。このような場合、末寺連判状・末寺帳における地名の連続性は認められよう。

以上のように末寺連判状・末寺帳を俯瞰すると、末寺道場・坊主衆は定期的に新しい名前が登場しているが、地名の方は文明十六年『如光弟子帳』【史料一】に見られるものがその後も見られる場合が多く、新しい地名が登場することは少ない傾向にある。末寺道場の位置する土地に変化はあまりなく、末寺道場内で坊主衆が交代しながら、末寺連判状に名を連ねている様子がうかがえる。

さらに、各史料に見られる上宮寺末寺道場の地名を、確認できる範囲で地図に落としとして確認してみたところ、そのほとんどは矢作川とその支流の付近に位置するもの、東海道などの街道沿いに位置するもの、海岸付近に位置するものと理解することができた。いずれも交通や流通の要衝であり、人やものが多く集まる地点であり、そのような場所に真宗の寺院や道場が建立されたのである。そのことは先行研究でよく指摘され

ていることではあるが、<sup>19)</sup> あらためて上宮寺とその末寺道場の地域的展開とその基盤を考える上で重要であることを確認しておきたい。

さて、おおよそ上宮寺末寺連判状・末寺帳に関して作成した【表2】から俯瞰できたことを確認したところで、個々の論点検討に入っていきたい。本稿で以下、論じていくのは、同年月・同年月日に作成された末寺連判状・末寺帳の比較、本願寺分裂前後の比較、同一の目的で作成された末寺連判状・末寺帳の比較の三点である。

## 二 同年・同年月日末寺連判状・末寺帳の比較

上宮寺末寺連判状・末寺帳には、同年同月あるいは同年月日に出されたとされる連判状や末寺帳が存在する。(1) 天正十九(一五九一)年一月『末寺帳』【史料四】と天正十九年一月二十日『末寺連判状写』【史料五】は同年同月で、(2) 慶長二(一五九七)年八月二十四日『末寺連判状』【史料六】とその写【史料七】、(3) 元和二(一六一六)年十一月十日『末寺連判状』【史料十】【史料十二】は同年月日である。これらに署名している末寺道場・坊主衆を比較すると、人数の不一致や署名した坊主衆の名が異なっている例が数多く確認できた。これらの差異が生じた理由やそこから見える特徴について一つずつ考察していきたい。

(1) 天正十九年の『末寺帳』と『末寺連判状写』

まず、天正十九年一月『末寺帳』【史料四】と天正十九年一月二十日『末寺連判状写』【史料五】を比較する。この二つの史料は作成された目的が大きく異なるため、史料に見られる末寺道場の構成や数に違いが出るのは当然のことであろう。しかし、本来末寺道場を把握するために作成されるはずの【史料四】に見られる末寺道場・坊主衆の数よりも、同年同月に作成された【史料五】の方が、三河国内に限れば末寺道場・坊主衆の数が多くみられるという結果であった。<sup>(20)</sup>なぜ同年同月の【史料四】と【史料五】でこのような差異が生じたのだろうか。可能性を一つずつ検討していきたい。

両史料に記される三河国内の末寺道場・坊主衆の数は、【史料四】が五十二、【史料五】が六十三であり、前者よりも後者の方が多い。本来、末寺道場の把握を目的として作成され、それをすべて網羅しているはずの【史料四】にこのようなズレが生じているのは違和感がある。後に述べるが天正十九年『末寺連判状写』【史料五】と慶長二年『末寺連判状』【史料六】の署名を比較すると、その大部分が一致する。つまり、上宮寺末寺道場の構成が変化しているということは考えにくいということである。

注目すべき点は【史料四】【史料五】の両史料を比較した時にどちらか一方にのみ見られる末寺道場・坊主衆の数が多く、両方に見られる末寺道場・坊主衆が三分の一程度に過ぎないという点であろう。同年の作

成にも関わらず、一致する部分がそれほど多くないのである。ここで地名の方から比較してみると、末寺道場・坊主衆の名前で比較した時に比べて両方に見られたものが半数を上回り、多い傾向にあった。また、【史料四】は【史料五】と比べて、坊主衆の名ではなく寺院の名で記載されているものが多く、そこが両者の差異の一つの要因となっていると考えられる。さらに、【史料五】に見られず【史料四】のみ見られる吉浜・田原・佐々木・神戸の四つ、両方に記載はあるが【史料五】よりも【史料四】に数が多く記載されている地名は吉田・西端の二つが挙げられる。これらの差異は【史料四】が【史料五】には見られない末寺道場・坊主衆まで記載しているということの説明ができればよい。

こうした点を考慮して見ると、坂崎・牛久保・保久・長瀬・長沢・鷲田・大のま・尾崎・広瀬・安城・新堀・一色・赤津・宮口・大門・赤羽根・鴛鴦について、【史料四】と【史料五】における署名の数が合わず、ズレが生じている状況である。その原因と思われる問題を一つずつ検討していこう。

坂崎と宮口は、【史料四】では一つしか見られなかったが、【史料五】では複数見られた。【史料四】の記述を見ると坂崎は法善寺、宮口は浄覚寺とあり、【史料五】の署名を見ると、坂崎は法蔵坊・教順・順恵、宮口は祐教・了念とあった。【史料四】では寺院の名が記載されているが、【史料五】では道場や坊主の名で連判していることがわかる。このことから、坂崎・宮口における記述のズレは、【史料五】が個々の道場・坊

主衆が署名するのに対して、【史料四】ではそれらをまとめた形で寺院の名前が記述されていることによって生じたと推定される。記述の方式が異なる両史料の性格の違いがこのような差異につながったのである。それ以外にも長沢が、【史料五】では了西と了心の二名が長沢の坊主衆として連判しているが、【史料四】では了西の名前のみ長沢が付されており、こちらもまとめて記載したと考えられる。

この他に、比較的有力な末寺道場に近隣の末寺道場がまとめられる形で記載された可能性もある。この例に該当しそうな末寺道場は牛久保大門である。牛久保は吉田に、大門は岡崎にまとめられた可能性である。牛久保は天正十九年『末寺連判状写』【史料五】と慶長二年『末寺連判状写』【史料七】において、順西に付される形で見られるが、その順西は天正十九年『末寺帳』【史料四】では吉田の地名が記載されている。「末寺帳」と「末寺連判状」で、記載される地名が異なる例があったということだろう。また、【史料五】で大門には祐心の名が見られるが、その祐心は慶長二年『末寺連判状』【史料六・七】では大門であるものの、慶長九年『末寺連判状』【史料八】では岡崎の「専福寺祐心」とある。同名異人の可能性もあるが、距離も非常に近いため、【史料四】においてはまとめて記載されたと考えられることできるだろう。これ以外では、赤羽根は野田、長瀬は吉田、尾崎は大友などの近隣の有力末寺道場にまとめられるなどして【史料四】に表れなかった可能性がある。

『如光弟子帳』【史料一】や『別本如光弟子帳』【史料十三】には末寺道場の中の孫末寺<sup>24</sup>の記述がいくつか見られるが、このような孫末寺が末寺の本寺とまとめて【史料四】には記載された可能性も考えられる。これに該当するのは保久・大のま、広瀬、赤津である。保久・大のまは、『別本如光弟子帳』【史料十三】で田代の道場三箇所内の二つとして記載されており、田代にまとめられて【史料四】に記載された可能性が高い。広瀬は「オシサワノ末」という記述があることから押沢の末寺にあたり、赤津は「アカツノ一シキ」として「コイタハノ末」の記述があり、赤津はこいたわの末寺という位置付けであった。広瀬や赤津のような孫末寺はその本寺にあたる押沢やこいたわ（越田和）にまとめられる形で記載されたため、【史料四】に表れなかったという解釈ができそうである。

ここまで、【史料五】に見えるが【史料四】に見えない末寺道場・坊主衆とその地名について検討してきた。【史料五】に見られ、【史料四】には見られなかった地名のほとんどは他の「末寺連判状」でも見える回数が少ないものであった。そのため、これらは比較的小規模で力を持っていない末寺道場であった可能性がある。そのような末寺道場が距離の近く、有力な末寺道場にまとめられる形で【史料四】に記載されたとみるのがもっとも自然な解釈であろう。

一方で、鴛鴨や鴛田、新堀、安城、一色は、隣の末寺道場まで距離があったり、他の末寺と緊密な関係性を有していた形跡が見られたりしなかったことなどから、近隣の末寺道場にまとめられたという解釈はやや

難しいように思う。ただし、今回の検討では、これらの末寺道場の記載が無かったことについて確たる理由を示すことはできない。尾崎や鷺田などが【史料四】に見られなかった点も含め、今後の課題として残さざるを得ない。

## (2) 慶長二年の『末寺連判状』とその写

慶長二(一五九七)年八月二十四日『末寺連判状』【史料六】は本願寺の東西分派へとつながる教如と准如の対立に伴い、教如方についた上宮寺が、准如方についた本宗寺<sup>22)</sup>へ参詣しないことを末寺道場に誓約させた連判状である。『新編岡崎市史』にはこの連判状の原本【史料六】とその写【史料七】が収録されているが、両史料に見られる末寺道場・坊主衆の数は原本よりもその写の方が多い。

このような差異が生じた理由は何であろうか。両史料を比較すると、原本に見られる末寺道場・坊主衆は写の方にも同様にみられる(原本に見える祐賢と写に見られる祐堅を同一人物とみなした場合)。ここから推測できることは、原本【史料六】のような「末寺連判状」が複数あり、それらを統合して書写し、一つの連判状とした可能性が考えられる。他に【史料六】と同様の「末寺連判状」が確認できていないため断定することはできないが、署名数の多い連判の形式としては、自然な解釈であろう。

また、連判の方法としては、地域別で近い末寺道場の間でまわして連

判することが、まず考えられる。しかし、【史料六】に見られる末寺道場はかなり広範囲に及んでおり、近隣の地域でまわしたということは考えにくい。また、【史料六】に見られる末寺道場・坊主衆がその前後の「末寺連判状」にも複数回出てきており、ある程度力のあった末寺道場であったと考えられる。このことから有力な末寺道場は他の末寺道場とは別に連判していた可能性が指摘できよう。

ただし、原本と写で連判した末寺道場・坊主衆の署名の順番や位置が大きく異なっていること、原本にはなかった末寺道場の地名が写には付されていることなどが疑問に残る。今後の検討課題である。

## (3) 元和二年の『末寺連判状』二点

元和二(一六一六)年十一月十日付で二点存在する『末寺連判状』【史料十】【史料十一】はいずれも東本願寺第十三代宣如<sup>23)</sup>の downward に際し費用を末寺に割り付ける内容であり、この二点に連判した末寺道場・坊主衆には大きな差異は見られない。唯一、連判している坊主の中で教順と慶順という坊主が一方には見られ、もう一方には見られないという違いが見られる状況である。【史料十】【史料十一】には末寺道場の地名がほとんど付されておらず、手がかりが少ない(慶順にはあさいと付してある)。他の「末寺連判状」「末寺帳」を見ると「教順」と「慶順」の名は同史料に記されていることはない。また、どちらにも生田という地名が付されることがある。おそらくは同一人物とみてよいであろう。

### 三 本願寺東西分派前後の「末寺連判状」比較

慶長二年八月二十四日「末寺連判状」【史料六】が、准如方について本宗寺への参詣を禁じるものであったことは先に述べたとおりである。本願寺が東西分派していく動きの中で、全国各地における寺院・道場の坊主衆においては准如・西本願寺につくか、教如・東本願寺につくかが大きな問題となった。これは三河でも同様であった。そこで、本願寺東西分派前後の上宮寺末寺帳・末寺連判状を検討し、当該期に上宮寺末寺道場がどのような動きを見せていたのかを考察したい。

慶長二年『末寺連判状』【史料六・七】の前に作成された末寺連判状・末寺帳については、天正十九年の『末寺帳』【史料四】と『末寺連判状写』【史料五】が直近である。そこで【史料七】と【史料五】を比較検討してみると、大半の末寺道場が一致する。異なっているのは【史料五】に見える末寺道場・坊主衆（坂崎・教順、おしかも・和泉、わした・哥了、あかづ・万才、あさゐ・了可）が【史料七】には見えないこと、【史料五】に見えない末寺道場・坊主衆（さかさき・了順、わした・暁願、大はま・西忍、あかづ・万了、あさゐ・了正）が【史料七】には見えることである。このうち、道場があったと考えられる地名が一致しているものとしては、坂崎、わした、あかづ、あさゐが挙げられ、これらは連判した坊主の名前は異なっているものの（代替わりと考えられる）、同じ末寺道場が署名していることが推測できる。

以上を考えてみると、天正十九年と慶長二年での差異は、おしかも・和泉と大はま・西忍に限られる。双方の連判状のズレとして認識できるのはごく一部の坊主であることがわかった。その一方で、大半の末寺道場と坊主衆は、天正十九年と慶長二年で一致しており、本願寺東西分派という状況においても、上宮寺との本末関係を崩さなかったことが推測できる。上宮寺の本末関係の結びつきの強さがうかがえよう。

### 四 同一作成目的の末寺連判状・末寺帳比較

上宮寺の「末寺連判状」「末寺帳」の中には作成目的を同じくするものが複数確認できる。ここではそれらの比較検討を行い、議論を深めていきたい。取り扱うのは次の三つの項目である。

- (1) 「末寺帳」を比較し、末寺道場の変遷についての検討
  - (2) 東本願寺住職下向時における費用割付関係の連判状の比較
  - (3) 上宮寺御番規定に関する「連判状」と「末寺番帳」の比較
- このうち(2) 下向費用割付関係と(3) 御番規定関係に関してはそれぞれ史料を比較検討する中で、上宮寺末寺道場・坊主衆の財政状況についても考察する。特に御番規定の検討は末寺道場・坊主衆の班分けや御番の担当者分担などに注目することで、他の末寺連判状・末寺帳の比較検討とは異なった視点から検討することができる。



## (1) 「末寺帳」の比較検討

末寺道場・坊主衆の把握を目的とした「末寺帳」として、文明十六（一四八四）年『如光弟子帳』【史料二】、天正十九（一五九一）年『上宮寺末寺帳』【史料四】、『別本如光弟子帳』【史料十三】、貞享四（一六八七）年『東本願寺宗上宮寺末寺手形帳』【史料十四】を比較検討する。

まず、記載された末寺道場の数を比較していく。【史料二】に記載された地域と門徒の数は三河・尾張で合計百五である。【史料四】は合計八十八となっているが、【史料十三】では【史料二】にある末寺道場が複数に分かれたり、新しい末寺道場の地名が見られるようになったりしていることから、末寺道場の数を増やしている様子がかがえる。しかし、【史料十四】は末寺道場の数が合計五十となっており大幅に減少しているように見える。

次に、末寺道場の分布については、【史料四】（天正十九年）では遠州、駿河、武蔵江戸、下総などにも末寺道場が分布しており、【史料二】（文明十六年）より末寺道場の分布範囲が広がっている<sup>24</sup>。しかし、【史料十四】（貞享四年）の場合には三河国内に限った末寺道場が記されている。そのため先に述べたように数が大きく減少するのであるが、これは「末寺帳」としての性格が異なるためで、三河以外の末寺道場との関係が切れたわけではない。

その上で、【史料十四】に記載された末寺道場を見れば、やはり【史料二】から続く末寺帳・末寺連判状に見られた有力末寺道場の地名の多

くが確認できる。三河国内において、中世以来の上宮寺の末寺道場の多くが近世に入っても上宮寺との本末関係を維持していたのである。

## (2) 東本願寺住職下向費用割付関係「連判状」の比較検討

上宮寺末寺連判状には東本願寺住職の下向に伴う費用を末寺に割り付ける内容のものも多くある。

まず、天正十五年（一五八七）年『上宮寺末寺割付帳』【史料二】は連判状形式ではないが、教如の下向費用を三十五か所に割り振ったもので、上宮寺末寺道場の多くが見える。連判状形式のものとしては、慶長十一（一六〇六）年『上宮寺末寺連判状』【史料九】、元和二（一六一六）年『上宮寺末寺連判状』【史料十・十一】が挙げられる。これらを比較しながら、見出されてくる上宮寺の費用割付のあり方やその特徴、さらには上宮寺末寺道場の財政状況についても検討を行いたい。

これらの割付関係史料を見ると、そのすべてに見られる末寺道場・坊主衆が複数存在する。そのほとんどが高取専修坊や細川重正など、他の連判状・末寺帳にも多く名が見られる末寺道場・坊主衆であった。また、すべての割付関係史料に登場する末寺道場・坊主衆は【史料二】によると、割り付けられた費用の金額が他の末寺道場より大きい傾向にあった。費用を他の末寺道場より多く賄えるだけの財力を有していたということだろう。さらに、これらの末寺道場・坊主衆は割付関係だけでなく、規定関係の連判状にも多く署名が見られ、上宮寺末寺道場の中では上位に

位置していたと考えられる。

その一方で、他の連判状・末寺帳では多く署名が見られるものの、割付関係史料には一度しか見られない末寺道場（小峯、長沢、吉田、恵田など）、一度も見られない末寺道場（筒針、渡）も一定数存在していた。つまり、連判状・末寺帳に多く登場している末寺道場、人数の少ない連判状にも見られる末寺道場は上宮寺末寺道場内では主要な位置を占めていたと考えられるが、そのような末寺道場でも、必ずしも毎回割付費用を賄えるほどの財力を有していなかった可能性があるのである。

一方で、連判状・末寺帳全体であり署名が見られなかったにも関わらず、割付関係史料には複数回登場している末寺道場（広瀬）も存在した。このことから、あまり末寺連判状に多く見られず、主要な位置になかったと考えられる末寺道場でも、比較的財源が充実していたものもあつた可能性が指摘できよう。

ただ、上宮寺末寺道場全体の財政状況は良好ではなかったようである。再興後の三河本願寺勢力は、三河一向一揆後の再興にかかる費用、赦免から続く徳川氏への諸礼銭の支払い、材木京上人足役賦課などで、財政は非常に厳しい状況であつたことが推測される。<sup>25)</sup> 上宮寺もその例外ではなかったのだろう。【史料十・十二】では割付費用の半分を「はりさき七藏、こもう茂左衛門、まちや孫左衛門」の三人で賄っている。厳しい状況下で費用を賄おうと苦心する様子がかがえる。

### (3) 「御番之事」の規定に関する比較検討

上宮寺末寺道場には「御番之事」という役目が課されることがあつた。「御番之事」とは、この場合、末寺道場・坊主衆が上宮寺に参り、掃除や灯明などの諸役を勤めることである。この「御番之事」について記述があるのは、天正十九（一五九一）年『末寺連判状写』【史料五】と年未詳の『上宮寺末寺番帳』【史料十二】である。両史料の特徴をまとめ、比較検討を行う。その中で【史料十二】の年代推定も行い、さらには、上宮寺と末寺道場の財政状況や本末関係についても言及していきたい。まずは両史料の「御番之事」に関する記述の特徴を整理する。

【史料五】には礼銭などの規定に加えて、「御番之事」についての規定が記されている。「御番之事、御ちやうめんの通、一はん七日ツ、御院家さまへまいり、御とう明・御そうち等仕可申候、」とあり、末寺道場を合計三班に分けた上で、各班が七日ずつ「御院家」すなわち上宮寺に参り、掃除や灯明の諸役を勤めるといふものである。この【史料五】は他の「末寺連判状」と比較して末寺道場・坊主衆の署名の数が多い。他の「末寺連判状」にも複数回見られる末寺道場・坊主衆だけでなく、あまり多くは見られない末寺道場・坊主衆の署名もあり、各班に割り振られている。

一班・二班・三班の内約を見ると、人数や末寺道場の構成に偏りが生じている。各班を構成する末寺道場・坊主衆の数は、一班〓十九、二班〓十四、三班〓三十であつた。また、三班に他の「末寺連判状」で多く

見られる末寺道場・坊主衆の大半が振り分けられており、末寺道場・坊主衆の構成も大きな偏りがうかがえる。班を構成する末寺道場の数が増えれば、相対的に各末寺道場の仕事量は減ることとなるが、このように偏りのある班編成となった理由は何であろうか。

各班を構成する末寺道場の数に大きな開きがあるにも関わらず、それが許されているということは、各末寺道場・坊主衆もそれを理解した上で班構成が行われたことであろう。三班を構成する末寺道場・坊主衆に注目すると、先にも述べたように他の「末寺連判状」に多く見られるものがほとんどである。さらに前節で検討した割付関係の観点から見ると、三班に属する末寺道場・坊主衆は教如下向の割付関係史料【史料二・九】に複数回見られるものがほとんどであった。このことから、教如下向の費用割付に大きく貢献した末寺道場は「御番之事」での負担が減る傾向がうかがえる。費用割付の負担が大きい末寺道場には御番の負担を減らすことで末寺道場間の不平等を是正しようとしたのではないだろうか。

あるいは、有力な末寺道場が自らの負担を軽くしようと図った可能性も考えられる。有力末寺道場・坊主衆で示し合わせて、御番の負担を軽減すべく動いたということである。この場合は有力な末寺道場・坊主衆の派閥のようなものが存在し、この派閥に属しない末寺道場・坊主衆はこれに口出しできなかつたという形になろうが、可能性としてはあり得ない話ではないだろう。いずれにしても、意図的に三班を構成したこと

は間違いなからうし、その背景に三班の負担軽減があったことも強く推定できる。そして、そこには末寺道場・坊主衆の派閥やグループが存在していた可能性も考えられよう。

一方、同じく「御番之事」について書き記した【史料十二】も存在する。こちらは五日に一度の間隔で一月から十二月の一年間を通して担当者とその日程が決められており、年に一回から三回の御番が各末寺道場・坊主衆に割り当てられている。そして文書の形式は「末寺連判状」とは異なり、番役の覚書としての帳面である。【史料五】と比較して、【史料十二】に登場する末寺道場・坊主衆の数は少ない。さらに、【史料五】では、「末寺連判状」にあまり多く記載のない末寺道場・坊主衆が多く見られたのに対し、それらの末寺道場・坊主衆の大半は他の「末寺連判状」に多く見られる有力末寺であった。また、【史料十二】に記載のある末寺道場・坊主衆は割付関係の史料にも複数回見られるものが多いという傾向もあった。

なお、【史料十二】は年月日の記載が無い史料である。より議論を深めるために【史料五】と【史料十二】の前後関係のある程度把握する必要がある。そこで、あらためて【表2】を用いて検討を行いたい。

【史料十二】には外表紙に尊祐の印が見られる。尊祐は慶長九（一六〇四）年九月十四日没であるため、それより以前であることは間違いないだろう。さらに「龍泉寺源明」という坊主が【史料十二】に見えるが、年次が判明する源明の初出は【史料九】（慶長十一年）である。そして【史

料六】(慶長二年)までは龍泉寺の坊主は祐喜であるため、慶長二年以降である可能性も高い。以上のことを考えると、【史料十二】が作成された年代の範囲は慶長二年八月二十四日以降、慶長九年九月十四日以前の期間であることが推測できる。これ以上の検討は難しいが、ある程度の年代を推定できたことで比較検討をさらに進めることができる。

すなわち、【史料十二】は【史料五】(天正十九年)よりも後に作成されたこととなる。とすれば、番役の割り振りに関する変化の方向性が見えてくる。一班七日ずつの三班構成で割り振られていた番役は五日に一度(月に五回)に減少し、班の編成も行われなくなった。さらに、【史料五】(天正十九年)では六十三もの末寺道場が番役を担当することとなっているが、【史料十二】では、三十四の末寺道場・坊主衆しか見られず、その大半は主要な末寺道場・坊主衆が占めているのである。

番役を割り振る日数が減少し、番役を担当する末寺道場も主要な末寺道場のみ残される形で減少している様子からは、上宮寺末寺道場・坊主衆の厳しい状況がうかがえる。番役を定期的を担当できるほどの余裕のある末寺道場が【史料五】(天正十九年)の頃に比べて少なかったのではあろう。それを上宮寺側も考慮して、番役の日数を削減したのではなからうか。【史料五】では、費用割付関係で貢献度の高い有力末寺道場・坊主衆に配慮し、その負担が軽くなるように班編成が行われた可能性を先に指摘したが、【史料十二】からはそのような余裕はうかがうことができない。本節(二)でも言及したが、この時期は上宮寺をはじめとす

る三河本願寺勢力の財政状況は厳しかった可能性がある。そのような状況下で、上宮寺末寺道場の中でもと力がなかった末寺道場・坊主衆は番役を務める人員的・金銭的余裕がなくなってしまったのであろう。

その一方で、「末寺番帳」が作成されたことと推定した期間は本願寺勢力の分裂が顕著となっていた時期にあたる。上宮寺は慶長二年の時点で教如方につくことを表明し、「末寺連判状」において准如方について本宗寺への参詣を末寺道場・坊主衆に禁じているが、本願寺勢力の分裂という問題に直面する中で、本末関係の維持に努める必要があった。そこで、末寺道場の掌握を推し進める一環として、天正十九年「末寺連判状」で規定した「御番之事」を末寺道場の財政状況を鑑みたくえで修正したものが今回の『上宮寺末寺番帳』【史料十二】なのではなからうか。つまり、末寺道場側の厳しい状況を考慮して番役の日数を減らしつつ、番役の担当を有力末寺道場・坊主衆に限定することで番規定を継続し、本末関係の維持を図ったのである。厳しい状況下でも、主要な末寺道場・坊主衆との本末関係を維持しようとする苦心する上宮寺の様子がうかがえよう。このような上宮寺の取り組みが、本節(二)でも言及したような、三河国内の長期にわたる本末関係の維持の一因となったのであろう。

## おわりに

本論文では三河本願寺勢力の中でも上宮寺の「末寺連判状」「末寺帳」

に注目し、上宮寺の本末関係や末寺道場・坊主衆のあり方についての検討に取り組んだ。同年月日あるいは同年に作成された「末寺連判状」「末寺帳」を比較することで、「末寺連判状」の作成方法や末寺帳における末寺道場・坊主衆の記載傾向に至るまで考察を行った。

また、本願寺東西分裂の前後で「末寺連判状」の比較を行ったが、本願寺分裂の前後で上宮寺の末寺道場組織に大きな変化が見られなかったことから、三河国内において上宮寺と末寺道場が本末関係を維持している様子をうかがうことができた。さらに、同一の目的で作成された「末寺連判状」「末寺帳」の連続的な比較検討を行った。「末寺帳」の比較では末寺道場の変遷を追い、割付関係史料と御番規定関係史料では末寺道場の財政状況と本末関係について考察した。弱体化に伴い厳しい状況にあった末寺道場の実態と本末関係を維持しようと努める上宮寺の様子がうかがうことができた。

しかし、いずれの項目もまだまだ検討が不十分な部分が存在している。天正十七年「末寺連判状」や慶長九年「上宮寺末寺連判状」など、今回検討することのできなかった史料もあり、さらなる分析が必要といえる。さらに、今回は上宮寺の本末関係に限定して検討したが、今後は勝鬘寺や本證寺などの三河本願寺勢力の有力寺院との比較検討を行い、三河本願寺勢力全体の本末関係のあり方を分析するなど視野を広げていくべきであろう。

以上、本論文の成果と今後の課題を提示し擱筆する。

注

(1) 先行研究においては「三河本願寺教団」と称される場合が多いが、「教団」という言葉は近代的な表現であるため、中世・近世期の三河本願寺の勢力に対して「教団」という呼称を安易に用いるのは危険であると考えられる。

(2) そこで本論文では、中世後期から近世初期の三河における平地御坊本宗寺・三河三か寺を中心とする一向宗寺院・坊主衆・門徒衆を総称して「三河本願寺勢力」と呼称する。

(3) 新行紀一「一向一揆の基礎構造―三河一揆と松平氏」(吉川弘文館、一九七五年)

天正十六(一五八八)年二月十五日、徳川家康から三河本願寺勢力に対して、材木を京都まで運ぶための人足役の賦課命令が出された。三河七か寺・八か寺は本多重次に免除を願い出、本願寺に仲介を依頼するなどしたが、本多重次には願いを却下され、本願寺には仲介を断られた。その結果、八か寺は平地御坊に集合して、この問題について話し合い、人足役提出を拒否することを決め、本多重次に申し入れた。その後、石川家成が再度人足役提出を要請しており、三河本願寺勢力と石川家成との間で交渉が行われたようであるが、不調に終わり、八か寺は人足役提出拒否を正式に決定し、各寺院を退去した。

八か寺の退去の動きは本願寺に伝えられ、本願寺の仲介により、豊臣政権内部にも伝わることとなった。その結果、豊臣秀長から家康へ意見があり、人足役は停止されることとなった。その根拠は天正十三(一五八五)年の七か寺還住許可時に家康より七か寺に宛てられた諸役免許状であった。

しかしその後、家康は再度三河本願寺勢力側へ材木京上の人足役を賦課した。七か寺に対して人足役を賦課することは諸役免許状に違反するため不可能であるが、門徒衆からの賦課であれば、七か寺に役賦課するわけではないため可能であるという論理であった。(以上『新編安城市史―通史編原始・古代・中世』(安城市、二〇〇七年)第十一章第七節・谷口央氏執筆分を参照し要約)

- その後の一件の終結については『新編安城市史1』は不明としているが、『新編岡崎市史2中世』（岡崎市、一九八九年）第四章第二節（新行紀一氏執筆分）では礼金上納で終結したと推定している。
- (4) 新行紀一「天正末年の三河本願寺教団と徳川家康―材木京上一件をめぐって―」（和歌森太郎先生還暦記念論文編集委員会編『近世封建支配と民衆社会』弘文堂、一九七五年）。
- (5) 青木馨「三河本願寺教団の復興と教如の動向―石山合戦終結をめぐって―」（北西弘先生還暦記念会編『中世仏教と真宗』吉川弘文館、一九八五年）。
- (6) 安藤弥「天正年間三河本願寺教団の再興過程―平地御坊体制をめぐって―」（『安城市史研究』第六号、二〇〇五年）。
- (7) 安藤弥「三河一向一揆」は家康にとつて何であったのか（平野明夫編『家康研究の最前線 ここまでわかった「東照神君」の実像』（洋泉社歴史新書、二〇一六年）、同「教如教団の地域的基盤―三河を事例として―」（同朋大学仏教文化研究所編『教如と東西本願寺』法藏館、二〇一三年）。
- (8) 水野智之「聚楽第行幸と武家権力―三河本願寺教団への材木京上賦課の検討から」（『安城市史研究』第六号、二〇〇五年）。
- (9) 谷口央「三河本願寺教団の再興過程についての一考察」（稲葉伸道編『中世寺社と国家・地域・史料』法藏館、二〇一七年）。
- (10) 村岡幹生「永祿三河一揆の展開過程―三河一向一揆を見直す―」（新行紀一編『戦国期の真宗と一向一揆』吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (11) 前掲注（3）『新編岡崎市史2中世』、『新編岡崎市史3近世』（岡崎市、一九九二年）。いずれも執筆には新行氏が携わっている。
- (12) 前掲注（3）『新編安城市史1』、『新編安城市史2通史編近世』（安城市、二〇〇七年）。これらの執筆には安藤氏、水野氏、谷口氏、村岡氏が携わっている。
- (13) 真宗大谷派寺院（岡崎市上佐々木町）。もと天台宗で二三世蓮行が親鸞に帰依して改宗したと伝える。一五世紀中葉に改宗六代如光が本願寺蓮如に従って高田派より改宗し、本願寺派三河三か寺の一つとなる。一向一揆の国外追放のため、一揆以前の史料は僅少であるが、
- (14) 天正年間以後の地方教団、特に中本山のあり方を示す史料は数多い。（以上、『新編岡崎市史6史料古代・中世』（岡崎市、一九八三年）中世編解題を参照）
- (15) 織田顕信「三河三か寺門徒団の基礎的研究―勝鬘寺末寺を中心として―」（『同朋大学論叢』第二四・二五合併号、一九七一年。後に同『真宗教団史の基礎的研究』（法藏館、二〇〇八年）所収）。織田氏は、三河三か寺に数えられる勝鬘寺の蓮如・実如期、証如期、顕如期、教如期とそれ以降とそれぞれの時期における門徒団の形成過程とその発展について検討を加えた。
- (16) 青木馨「中世末期における三河上宮寺の本末関係」（『近世仏教』第四卷第四号、一九八〇年。後に同『本願寺教団展開の基礎的研究―戦国期から近世へ』（法藏館、二〇一八年）所収）。青木氏は、上宮寺の末寺帳から、中世末期の地方真宗勢力の構造的性質と展開の一端を考察し、中世末期の本末関係を中心とする本願寺地方教団の構造の一例を示した。
- (17) 『新編岡崎市史6』上宮寺文書一九四。
- (18) 『新編岡崎市史8史料近世下』（岡崎市、一九八五年）上宮寺文書一六〇。
- (19) この特徴は三河国内に限られる。四でも述べるが、三河国外の上宮寺末寺道場の変遷は流動的といえる。
- (20) 峰岸純夫『中世社会の一揆と宗教』（東京大学出版会、二〇〇八年）など。
- (21) 上宮寺は三河国外にも末寺道場が存在するが、末寺連判状には三河国外の末寺道場・坊主衆の名が見られることはほとんどない。そのため、今回は三河国内の末寺道場に限り比較を行うこととする。
- (22) 末寺の末寺をこのように称することがある。前掲注（15）青木論文参照。
- (23) 浄土真宗本願寺派寺院（岡崎市美合町）。蓮如建立の一家衆土呂本宗寺の寺跡をつぐが、血縁は近世初頭の四代良乗で断絶し、末寺光顔寺が留守居となる。一八一六（文化一三）年本宗寺と復称。一九六八（昭和四三）年火災で焼失。（以上、『新編岡崎市史6』中世編解

題を参照)。

(23) 『新編岡崎市史6』では本文中の「御門跡」に「(教如)」の傍注が付いているが、教如は慶長十九年(一六一四)に没しており、誤りである。教如の後を継いだ宣如が正しい。

(24) 前掲注(15)青木論文は、如光弟子帳と天正十九年末寺帳の比較を行っており、末寺道場の数や範囲について検討している。また、天正十九年末寺帳は如光弟子帳と比べて、寺号を有するものが増加し俗名は全く見られないことや孫末寺(孫末道場)の消滅に言及している。

(25) 『新編安城市史1』第十一章七節(安藤氏執筆分)。

(26) 『新編安城市史1』第十一章七節(安藤氏執筆分)では御番規定を「末寺掌握のための精力的な制度整備」としており、上宮寺をはじめ、三河三か寺が末寺掌握を強く推し進める一環として位置づけている。

【表1】 上宮寺末寺連判状・末寺帳一覧

史料名	年月日	内容	史料番号
【史料一】 『如光弟子帳』	文明16 (1484) 年 11月1日	上宮寺作成。前書きなし。末寺道場・坊主衆の把握が目的と考えられる。登場する末寺道場・門徒衆の数は最多。俗名で記されている門徒が多く、孫末寺も散見されることは他の連判状・末寺帳にはない特徴である。	A 194
【史料二】 『天正十五年上宮寺割付帳』	天正15 (1587) 年 9月1日	上宮寺作成。教如下向につき、費用の割付を書き留めたもの。表紙に「末寺」の文字と上宮寺尊祐の印が確認できる。各末寺道場に対してどれほど割付がなされたかを知ることができる。	A 195
【史料三】 『天正十七年上宮寺末寺連判状』	天正17 (1589) 年 9月28日	上宮寺作成。灯明銭の事について美多銭を本銭に準ずる貨幣として扱うこととし、進上の日限を七月二十日に定め、期限を過ぎた際の規定も記す。また、先代に倣って永楽銭での進上も認めている。	A 104
【史料四】 『天正十九年上宮寺末寺帳』	天正19年 1月	上宮寺作成。上宮寺末寺道場・坊主衆の把握が目的と考えられる。	C 137
【史料五】 『天正十九年上宮寺末寺連判状写』	天正19 (1591) 年 1月20日	上宮寺作成。礼金・礼銭に関する規定を定める。御番の事についても同時に確認している。	A 179
【史料六】 『慶長二年上宮寺末寺連判状』	慶長2 (1597) 年 8月24日	上宮寺作成。三河三ヶ寺が教如方への出仕を表明したことを受けて、今後、准如方へついた本宗寺へは参詣しないことを末寺道場・坊主衆へ誓約させる内容。	A 114
【史料七】 『慶長二年上宮寺末寺連判状写』	同上	上宮寺作成。右の慶長二年上宮寺末寺連判状の写であり、内容は同一である。ただし、連判している末寺道場・坊主衆の教に違いがある。	A 178
【史料八】 『慶長九年上宮寺末寺連判状』	慶長9 (1604) 年 7月24日	上宮寺末寺道場方作成。称名と念仏に関する上宮寺からの質問への返答と考えられる。各々の坊主に聴聞したところ、御文には称名は御名を唱えること、御名を唱えることとは南無阿弥陀仏と唱えることであり、いわゆる称名念仏であることが確認できた。つまり、称名と念仏は同一であり、そのほかの解釈は存在しないことを伝えている。「各々聴聞」され、称名と念仏の解釈を確認した末寺道場が連判したと考えられる。連判した末寺道場・坊主衆の数は最も少ない。ここに見られる末寺道場・坊主衆は他の末寺連判状にも多く登場しており、上宮寺末寺道場内でも主要な末寺道場である可能性が高いと思われる。末寺連判状では唯一の上奏型文書。	A 187
【史料九】 『慶長十一年上宮寺末寺連判状』	慶長11 (1606) 年 2月11日	上宮寺作成。教如下向につき、費用割付分を無沙汰なく進上させることを誓約させる。	A 118



【史料十】 『元和二年上宮寺末寺連判状』	元和2 (1616) 年 11月10日	上宮寺作成。宣如下向につき、岡崎佐々木でのまかないの割付を無沙汰なく進上することを誓約させる。	A 119
【史料十一】 『元和二年上宮寺末寺連判状』	同上	上宮寺作成。宣如下向に際した費用割付について、はりさき七蔵・こもう茂左衛門・まちや孫左衛門という商人と思われる三名と末寺道場・坊主衆で「御わひ事」を半分とすることを定める。はりさき(針崎)は三河三ヶ寺の内の一つ、勝鬘寺が所在する地域であり、こもう(小望)は上宮寺が所在する佐々木のすぐ近くに位置する。	A 120
【史料十二】 『上宮寺末寺番帳』	年末詳 1月1日	上宮寺作成。上宮寺御番について相違がないように書き留めたものとされる。	A 196
【史料十三】 『別本如光弟子帳』 (上宮寺末寺鏡)	年月日未詳	慶長九年以降と考えられる。教祐筆、真祐加筆。『如光弟子帳』を増補改訂した内容である。	A 197
【史料十四】 『貞享四年東本願寺宗上宮寺末寺手形帳』	貞享4 (1687) 年 6月2日	三河国内における上宮寺の末寺道場・坊主衆の把握が目的と考えられる。	B 160

\* 出典

【史料一～四】 【史料六～十三】 … 『新編岡崎市史6 史料古代中世』(岡崎市、1983年) = A

【史料十四】 … 『新編岡崎市史8 史料近世下』(岡崎市、1985年) = B

【史料五】 … 『愛知県史12資料編織豊2』(愛知県、2007年) = C



尾崎	おぞき	○ 22	○西円	○順光	○順光	○	
鏡沢・押沢	おしざわ	○ 27	○道了	○道了	○道了	○	
河崎	かわさき	○ 50				○	
河口	かわぐち	○ 35				○	
木瀬	きせ	○ 43				○	
越田和・福田村	こいだわ・ふくだ村	○ 29	○祐円	○明覚坊	○明覚坊	○	○知聖寺(福)
とみだむら					○明覚坊-祐円	○明了	(○明覚坊) (○明覚坊)
小嶺・小峯	こみね	○ 36	○教專	○教專	○教專	○	○浄専寺
坂崎	さかさき	○法藏坊 (○空軍四百)	○順恵	○法藏坊・教順・順恵	○法善寺	○慶順	○慶順・法藏坊-慶順・順恵
7・8・9文)					法藏坊-曉波 (○けうは)	(○けうは)	(○けうは)
左側	さざり	○ 28				○	
浄慶寺	佐々木	○ 1	三	○恵春・修伝	○淨教坊-徳藏坊	(○恵春・修伝)	○浄慶寺・西福寺(正福寺)
正福寺	ささき	箇所	○ 45				
	サツキ						
	下河口						
	しもかわぐち	○ 57				○	
	大門	○ 49	○祐心	○祐心	○祐心	○	
	だいもん						
	騰落・高落	○ 48	○誓念	○誓念	○誓念	○	
	たかおち						
専修坊	騰取・高取	○ 4	○専修坊(武)	○祐念	○誓念	○専修坊-祐専修坊-祐念坊-民部	○専修坊
	たかとり		貫四百文)				
	高橋竹尾						
	たかはした	○ 39				○	
	けう						
	高村・竹村						
西雲寺	たかむら	○ 18	○(四百文)	○西林	○祐順	○西教坊	○祐順
	たけむら						
	竹尾	○ 56					
	たけう						
	竹見・滝見・鷹見村	○ 26	三	○明慶	○明慶	○専正坊	○明慶
浄通寺	たけみ・た	箇所					○明慶
	きみ						○浄通寺

長照寺	田代 たしろ	○54	○順西	○祐西	○長円寺	○祐西	○祐西	○祐西	○祐西	○	○長照寺
	俊賢利・波利 とかり	○52								○	
	長沢 ながさわ	○16	○了西	○了心・了西 カ)	○□西 (了西カ)	○了西	○了西	○了西	○	○	
	長瀬 ながせ	○20	○順光			○祐智			○	○	
	中山 なかやま	○34							○	○	
光善寺	新堀 にいほり	○59	○素鉄			○素鉄			○	○	○光善寺
応仁寺・ 榮願寺・ 康順寺	西灘・西島 にしはな	○3	○祐明	○祐明・指春 明坊・康順 祐唯(四百文)	○祐明	○祐明・指春	○祐明・指春 明坊・康順 祐唯(四百文)	○祐明	○	○	○榮願寺・康 順寺
	ノカイ	○44							○	○	
	ヒカシトツラ	○32							○	○	
	広瀬 ひろせ	○38	○明覚坊(啓 貫四百文)	○宗善		○宗善			○	○	
願力寺	古井 ふるい	○10	○(・四百文)○寿専	○寿専	○専心	○寿専	○専心	○専心	○	○	○願力寺
	ホカフツ	○42							○	○	
順行寺	細川・細河 ほそかわ	○55	○(九百五十 文)重正(二 百文)	○重正・祐伝 正	○祐尊寺・重 正	○祐伝・重正 ○祐伝	○重正・祐伝 (○重正・祐 伝)	○重正・祐 伝	○	○	○順行寺
松興寺	松養 まつみね	○41		○道欽		○道欽			○	○	○道場
	ミウチタイラ	○31							○	○	
	ミツクリ	○33							○	○	
	村高 むらたか	○23							○	○	
西照寺	矢作 やはず	○12	○秀了	○秀了	○秀了	○秀了	○秀了	○秀了	○	○	○矢作宿之道 場
	山中 やまなか	○15	○祐源	○祐堅	○祐源 (○祐賢)	○祐堅	○祐堅 (○祐源)	○祐源 (○祐源)	○	○	
	吉浜 よしはま	○6		○正親		○教伝			○	○	
円樂寺	若林 わかばやし	○17	○(・四百文)○法順	○法順	○教順	○法順	○慶忍	○	○	○	○円樂寺
	鶴田 わした	○21		○哥了		○惠了			○	○	

赤坂	<input type="checkbox"/> (四百文)	<input type="checkbox"/> 了心	<input type="checkbox"/> 了心	<input type="checkbox"/> 了心	<input type="checkbox"/> (了心)	<input type="checkbox"/> (了心)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○正法寺
あかさか ちくご	<input type="checkbox"/> (四百文)								
鷲塚 わじづか	<input type="checkbox"/> (三百文)	<input type="checkbox"/> 順慶	<input type="checkbox"/> 長徳寺	<input type="checkbox"/> 順慶	<input type="checkbox"/> 順慶	<input type="checkbox"/> 順慶	<input type="checkbox"/> 順教	<input type="checkbox"/>	
保久	<input type="checkbox"/> (四百文)	<input type="checkbox"/> 祐智		<input type="checkbox"/> 西円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ほつきゅう									
舞木 まいき	<input type="checkbox"/> (四百文)						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○順念寺
宮口 みやぐち	<input type="checkbox"/> (巻貫文)	<input type="checkbox"/> 了念・祐教	○浄覚寺	<input type="checkbox"/> 祐教	<input type="checkbox"/> 了念・祐教	<input type="checkbox"/> 了念	<input type="checkbox"/> (了念)	<input type="checkbox"/> (了念)	○浄覚寺
吉田・牛久保 よしだ・う しくば	<input type="checkbox"/> (四百文)	○正行寺・順 西(牛)	○正行寺・順 西(牛)	○正行寺・順 西(牛)	○正行寺・順 西(牛)	○順西・尊秀	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> (巻 貫二百文)								
	<input type="checkbox"/> (尾張分(四 貫文)								
	<input type="checkbox"/> (念秀(二百 文)								
	<input type="checkbox"/> (祐智(四百 文)								
間一岡村 おか	<input type="checkbox"/> 教円	<input type="checkbox"/> 教円	○法尊寺	<input type="checkbox"/> 教円	<input type="checkbox"/> 教円	<input type="checkbox"/> 教円	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○法泉寺
御馬 おんま	<input type="checkbox"/> 順惠	<input type="checkbox"/> 順惠	○西法寺	<input type="checkbox"/> 順惠	<input type="checkbox"/> 順惠	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○入覚寺
生田 しょうだ	<input type="checkbox"/> (順教(三百 文)	<input type="checkbox"/> 教順	<input type="checkbox"/> 教順	<input type="checkbox"/> 順教	<input type="checkbox"/> 教順	<input type="checkbox"/> 祐順	<input type="checkbox"/> (教順)	<input type="checkbox"/> 慶順	
寺谷下 てらやま	<input type="checkbox"/> 空了	<input type="checkbox"/> 空了	<input type="checkbox"/> 空了	<input type="checkbox"/> 空了	<input type="checkbox"/> 空了	<input type="checkbox"/> 空了	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○蓮場
合歡木 あはなぎ	<input type="checkbox"/> (正順寺(巻 貫五百十六 文)	<input type="checkbox"/> 尊教	<input type="checkbox"/> 正順寺	<input type="checkbox"/> 尊教	<input type="checkbox"/> 尊教	<input type="checkbox"/> 了 了	<input type="checkbox"/> (正順寺)	<input type="checkbox"/> (正順寺)	○正順寺
浅井 あさい	<input type="checkbox"/> 了可	<input type="checkbox"/> 了順	<input type="checkbox"/> 了正	<input type="checkbox"/> 了正	<input type="checkbox"/> (慶順)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
安城 あんじょう	<input type="checkbox"/> 宗念	<input type="checkbox"/> 宗念	<input type="checkbox"/> 宗念	<input type="checkbox"/> 了 了	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
市田 いちだ	<input type="checkbox"/> 光空	<input type="checkbox"/> 正珍	<input type="checkbox"/> 光空	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○教□
一色 いっしき	<input type="checkbox"/> 大念	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 大念	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○明円寺
歌石・哥石 うたいし	<input type="checkbox"/> 正西	<input type="checkbox"/> 正西	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○教恩寺

